

海外の皆さまへ



発行済みの健康保険証は、令和 7 年 12 月 1 日までしか使用できません。

その後、一時帰国時に日本国内で保険診療を受ける時にはマイナ保険証※¹が必要になります。

令和 6 年 5 月 27 日から、日本国籍の方は国外転出後もマイナンバーカードの利用が可能となりましたので、これから海外赴任される方や海外赴任中の方もマイナ保険証の手続きをお願いします。

※¹:マイナ保険証:健康保険証としての利用登録をしたマイナンバーカード

マイナ保険証をお持ちでない場合、健康保険組合が発行した「資格確認書」で保険診療を受けることができます。

1) これから赴任する方

まだマイナ保険証をお持ちでない方は、①マイナンバーカードを取得し、②健康保険証としての利用登録を行い、国外転出前に、③お住まいの市区町村に「国外継続利用申請書」を提出してください。

ただし、日本国籍でない方は国外転出後の利用はできませんので、返納して転出となります。

① マイナンバーカードを申請する

<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/apply/>



② マイナンバーカードの保険証利用について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html



③ マイナンバーカードを国外で利用する

<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/>



2) 平成 27 年 10 月 5 日以降に海外に赴任されている日本国籍の方

在外公館等へ「国外転出者向けマイナンバーカードの申請」をすることで国外転出者向けマイナンバーカードを取得できます。なお、過去にマイナンバーカードを健康保険証としての利用登録をした方は、再度登録の必要はありません。

国外転出者向けマイナンバーカードの申請・受け取り方法

<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/procedure/>



3) 平成 27 年 10 月 4 日以前から継続して海外に赴任している日本国籍の方

マイナンバーが付番されていないため国内に転入するまでは、マイナンバーカードを取得することはできません。令和 7 年 12 月 2 日以降、日本国内で保険診療を受ける時には資格確認書が必要です。

※ 令和 7 年 12 月 1 日にマイナ保険証をお持ちでない方(外国籍の方、ご家族を含む)

同日までに保険証の代わりとなる資格確認書を、会社を通じて配付予定ですので、個別に申請する必要はありません。詳細が決まりましたら、ご案内します。

<問い合わせ先>

健康保険組合メールアドレス TJP.contact_kenpo@tdk.com